

事務事業シート(実施計画事前基礎シート)

(H.23)No.	3019	(H.24)No.	3019
-----------	------	-----------	------

事務事業名		離職者住宅手当緊急特別措置事業		
担当部局名	担当室名	室長名	連絡先	
健康福祉部	生活支援室	松山 正次	63-7582	
新・継	事業期間	根拠法令等		
新規	平成 21 年度 ~ 平成 25 年度	三重県住まい対策緊急特別措置事業費補助金交付要領		

事業区分 (複数選択可)	ソフト施策事業
	扶助費
	補助金交付金
	投資事業
	施設等維持管理
	内部管理事務
	特別及び企業会計、組合

1. 事務事業の位置付け

総合計画	政策	1	互いに認めあい支えあう、健康で安心できる暮らし
	基本政策	5	自立を支える地域福祉の充実
	施策	4	社会保障
	小施策	1	低所得者福祉
	重点施策コード		

2. 予算区分

会計区分	事業コード	120801
一般会計	(中事業名)	予算書事業名
款	民生費	離職者住宅手当緊急特別措置事業
項	社会福祉費	(小事業名)
目	社会福祉総務費	離職者住宅手当緊急特別措置事業

3. 事務事業の概要

事業概要	
<p>21年度は国庫補助事業として、離職を理由に住居を失った方又は失うおそれのある方に対し、住宅費を給付することによって住居を確保し、就労支援員による就労支援を行い、生活再建を行う。下記の条件にすべて合致した方が対象になります。</p> <p>申請日から2年以内に離職した方 離職前に生計を維持していた方 就労能力及び常用就職の意欲がありハローワークへの求職申込みを行う方 その他に収入や預貯金等の条件があります。</p> <p>手当の額 単身者 33,400円以内 複数世帯 43,400円以内 支給期間 6ヶ月以内(就労活動を熱心に行っても就労できなかった場合3ヶ月以内の期間で延長する場合もある)</p>	

めざす効果(事業目的)
<p>離職により住居を失うことで、生活基盤そのものを喪失し、生活再建がより困難な状況に陥らないよう未然に防止し、早期に就労できるよう支援を行う。</p>

4. 総合計画の目標達成に向けた主な事業の実績・計画

	平成23年度 (実績・決算見込)	平成24年度 (計画・作成時予算額)	現在の実施手法(複数選択可)		
	[事業内容(事業量)・事業費]	[事業内容(事業量)・事業費]	市が直接実施	業務委託(全部・一部)により実施	指定管理
主な事業の実績・計画	<p>就労活動を怠る場合には支給中止できるよう対応策を講じ、就労活動強化に重点をおいた。</p> <p>住宅手当給付金 511,700円 管理運営費6,939,994円</p>	<p>就労活動を怠る場合には支給中止できるよう対応策を講じ、就労活動強化に重点をおく。</p> <p>住宅手当給付金 3,827千円 管理運営費7,168千円</p>	補助金・交付金		
			平成25年度 (計画)	平成26年度 (計画)	平成27年度 (計画)
			住宅手当給付は平成24年度終了見込みであるが年度末に申請決定があった場合、最長24年12月まで住宅費を支給。管理運営費(人件費)は何らかの形で補助継続される見込み 手当給付金902千円、管理運営費7,168千円	未定	未定
直接事業費	7,452千円	8,029千円	8,070千円		
財源内訳(千円)					
国庫支出金					
県支出金	7,450	8,029	8,070		
地方債					
その他()					
一般財源	(0) 2	0	0	0	0
人工数					
職員	0.29人	0.29人			
臨時職員等	1.68人	1.68人			
概算人件費	(0千円) 2,117千円	2,117千円	0千円	0千円	0千円
+ 総事業費	(0千円) 9,569千円	10,146千円	8,070千円	0千円	0千円

概算人件費 は、人工数に便宜上、1人当たり年間平均人件費(市一般会計全体、共済費を含む額)を乗じた数値を記載しています。平成23年度の()内の数値は、22年度からの繰越事業費で、外数で記載しています。特別会計及び組合会計の一般財源欄には当該会計上の一般財源を、企業会計の一般財源欄には一般会計繰入金を記載しています。平成25年度以降の計画(内容及び総事業費)については、予定であり確定したものではありません。

5. 主な事業指標と成果

事業指標名		単位	H.20 (現状値)	H.21	H.22	H.23	H.24
活動指標	目標	世帯	-	-	-	-	-
	実績		-	8	15	5	-
	目標						
	実績						

6. 考察(前年度の評価)及び今後の対応方針

考察(前年度の評価-各指標等)	今後の対応方針
国庫補助事業として生活基盤となる住宅確保の支援を実施する。	補助事業対象期間が終了するまでの対応とする。

7. 事業を取り巻く環境

事業環境の今後の変化 (対象者やニーズ、法令・制度の改正等)	市民・議会・事業関係者・団体等からのこれまでの主な意見
住宅手当給付事業は25年度中に廃止予定であるが、就労支援員の設置は国が推進しており何らかの形で財源は確保される見込み。	

8. 担当室による点検 [事務事業をより良く(最適化)するために]

点検項目	具体的内容(選択肢 ・ の場合) (4)は の場合
(1) 現在の事業費内で、更に効果を高める方法や工夫等を図ることができないか <input type="text" value="できない"/>	
(2) 効果・効率性の観点から他の事務事業と連携・統合を図ることができないか [選択肢] できる 検討余地がある できない <input type="text" value="できない"/>	
(3) 新たな財源確保や受益者負担の見直し等を図ることができないか [選択肢] できる 検討余地がある できない <input type="text" value="できない"/>	
(4) 事業に関係する地域ビジョン(地区別計画含む)はあるか [選択肢] ある ない <input type="text" value="ない"/>	
(5) 事業に地域ビジョンの内容を反映しているか(反映するか) [選択肢] 反映済み 反映を予定 反映予定なし(該当しない) <input type="text" value="反映予定なし(該当しない)"/>	
(6) その他、有効性や効率性を高めるための工夫や取組を図ることができないか <input type="text" value="できない"/>	

9. 今後の方向性(担当室による内部評価)

[選択肢] 継続(事務改善) 継続(現行) 継続(拡大) 休止・廃止検討 事業完了(完了予定含む)

「継続(現行)」の場合のみ理由を記載

国が推進する緊急特別措置事業

特記事項